

名 称		箱森西部地区計画	
位 置		栃木市箱森町の一部	
面 積		約 8.6 ha	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、県道栃木環状線の西側で、東北縦貫自動車道栃木インターチェンジから南東に約1.2km、東武鉄道新栃木駅から西に約2.0kmに位置し、地区の北側が農地に、東側、西側及び南側が既存住宅地にそれぞれ接する地区である。</p> <p>また、市中心部から約2.0kmと交通条件等に恵まれているにもかかわらず、大半が農地で、道路、公園等が未整備な状況であり、土地区画整理事業を行うことにより、公共施設の整備改善と健全で快適な市街地を造成し、併せて地区計画により、緑豊かな落ち着いたある住環境の整備を推進することを目標とする。</p>	
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区の用途地域は、大部分が第一種低層住居専用地域に指定されていることから、用途に適した、健全で良好な住環境を形成するため、閑静な住宅地としての土地利用を図る。</p>
		地区施設の整備の方針	<p>土地区画整理事業によって整備される、区画道路及び公園の機能の維持・保全を図る。</p>
		建築物等の整備の方針	<p>魅力的な居住空間とうるおいのある町並み景観形成のため、地区の特性に応じ、建築物等に関して次の制限を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 壁面の位置の制限 (2) 建築物の形態又は意匠 (3) かき又はさくの構造

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（ただし、隅切部分を除く。）までの距離は、1 m以上とする。</p> <p>ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合を除く。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内であるもの</p> <p>(3) 高さ3 m以下の車庫（平屋建ての開放性のあるものに限る。）</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の外壁及び屋根の色は、刺激的な色彩を避け、周囲の建築物と調和した落ち着いた色調のものとする。</p> <p>広告物、看板類は周囲の景観に調和するよう配慮したものとする。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する敷地の部分にかき又はさくを設置する場合は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、高さが地盤面から0.6 m以下の部分を除く。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 高さが地盤面から1.8 m以下の透視可能な材料で造られたもの</p>